

# がんの統計'16

CANCER STATISTICS IN JAPAN — 2016



公益財団法人 がん研究振興財団

Foundation for Promotion of Cancer Research

## 序

がんの統計'16年版が関係各位にご協力を頂き、発刊できましたことに感謝申し上げます。

本書は“わかりやすいがんの統計本”として1974年から発刊しており、多くの方々に親しまれてきました。

今日まで発刊された「がんの統計」は貴重な資料が収録されており、日本人のがんの変貌を実感するとともに、正確な実態把握に基づくがん対策の重要性が再認識されます。

本書に盛り込まれているがんの各種統計は、がん対策の企画立案及び推進並びにその評価をする上で、極めて重要なものでありますので、多くの方々にご活用いただき、我が国のがん対策の推進に役立てていただければ幸いに存じます。

本書の編集にご協力いただきました編集委員会の皆様に心より御礼申し上げます。

平成29年3月

理事長 堀田 知光

## Preface

We would like to thank for the cooperation of parties concerned in publishing cancer statistics 2016 version.

This book has been published as “comprehensive cancer statistics” and read by many people since 1974.

“Cancer statistics,” published to date, contain valuable information, demonstrating changes in Japanese cancer statuses and reaffirming the importance of cancer control based on their accurate understanding.

Various types of cancer statistics, included in this book, are important in planning, promoting, and evaluating cancer control. Hence, we hope many people utilize them to promote cancer control.

We thank the editorial committee for their cooperation in editing this book.

March 2017

Chairman, Board of Directors  
Tomomitsu Hotta, M.D.

わが国におけるがん対策のあゆみ	4 ~ 11
-----------------	--------

## 図表編

1	2016年がん死亡数・罹患数予測	14
2	部位別がん死亡数（2015年）	15
3	年齢階級別がん死亡 部位内訳（2015年）	16
4	部位別がん死亡率（2015年）	17
5	都道府県別75歳未満がん年齢調整死亡率（2015年）	18 ~ 22
6	部位別がん罹患数（2012年）	23
7	年齢階級別がん罹患 部位内訳（2012年）	24
8	部位別がん粗罹患率（2012年）	25
9	地域がん登録における5年生存率（2006～2008年診断例）	26 ~ 27
10	がん診療連携拠点病院における5年生存率（2008年診断例）	28
11	院内がん登録からみたがん診療連携拠点病院における臨床病期の分布（2014年診断例）	29
12	全国がん（成人病）センター協議会加盟施設における5年生存率（2006～2008年診断例）	30 ~ 31
13	全国がん（成人病）センター協議会加盟施設における10年生存率（2000～2003年診断例）	32 ~ 33
14	累積がん罹患・死亡リスク	34 ~ 35
15	小児・AYA世代のがん	36 ~ 37
16	主要死因別粗死亡率年次推移（1947年～2015年）	38
17	主要死因別年齢調整死亡率年次推移（1947年～2015年）	39
18	部位別がん粗死亡率年次推移（1965年～2015年）	40
19	がん年齢調整死亡率年次推移（1958年～2015年）	41 ~ 42
20	年齢階級別がん死亡率推移（1965年、1990年、2015年）	43 ~ 46
21	部位別がん粗罹患率推移（1980年～2012年）	47
22	がん年齢調整罹患率年次推移（1985年～2012年）	48 ~ 49
23	年齢階級別がん罹患率推移（1980年、2012年）	50 ~ 53
24	地域がん登録における5年生存率推移（1993-1996年、1997-1999年、2000-2002年、2003-2005年、2006-2008年診断例）	54
25	がん年齢調整死亡率・罹患率年次推移	55
26	喫煙率	56 ~ 57
27	がん検診受診率（2007、2010、2013年）	58 ~ 60

## 資料編

1	2016年がん死亡数・罹患数予測	62 ~ 63
2	ICD-10三桁分類別がん死亡（死亡数・割合）（2015年）	64 ~ 67
3	部位別年齢階級別がん死亡数・割合（2015年）	68 ~ 71
4	部位別年齢階級別がん死亡率（2015年）	72 ~ 75
5	都道府県別がん死亡率	76 ~ 81
6	部位別年齢階級別がん罹患数・割合（2012年）	82 ~ 85
7	部位別年齢階級別がん罹患率（2012年）	86 ~ 89
8	地域がん登録における5年生存率（2006～2008年診断例）	90 ~ 91
9	がん診療連携拠点における5年生存率（2008年診断例）	92
10	全国がん（成人病）センター協議会加盟施設における5年生存率（2006～2008年診断例）	93 ~ 96
11	全国がん（成人病）センター協議会加盟施設における10年生存率（2000～2003年診断例）	97 ~ 100
12	小児・AYA世代のがん	101
13	主要死因別粗死亡率年次推移（1910年～2015年）	102 ~ 103
14	主要死因別年齢調整死亡率年次推移（1947年～2015年）	104 ~ 105
15	喫煙率	106 ~ 109
16	がん検診受診率（2007年、2010年、2013年）	110 ~ 111
17	医療用麻薬消費量	112 ~ 113
18	喫煙、飲酒と栄養摂取の変化	114 ~ 115
19	受療率の推移（1965年～2014年）	116
20	国民医療費の推移（1995年～2014年）	117
	用語の説明	118 ~ 121
	トピックス①	122
	トピックス②	123
	トピックス③	124
	トピックス④	125 ~ 126
	トピックス⑤	127 ~ 128
	トピックス⑥	129 ~ 130

# わが国におけるがん対策のあゆみ

## History of Cancer Control in Japan

昭和38年(1963)	厚生省がん研究助成金制度の発足
昭和56年(1981)	悪性新生物が死亡原因の第1位となる
昭和59年(1984)	対がん10か年総合戦略の策定(～平成5年度)
平成6年(1994)	がん克服新10か年戦略の策定(～平成15年度)
平成16年(2004)	第3次対がん10か年総合戦略の策定(～平成25年度)
平成17年(2005) 5月	がん対策推進本部の設置(厚生労働省)
平成17年(2005) 8月	がん対策推進アクションプラン2005の公表
平成18年(2006) 6月	がん対策基本法の成立
平成19年(2007) 4月	がん対策基本法の施行
平成19年(2007) 6月	がん対策推進基本計画の策定(閣議決定)
平成21年(2009) 7月	がん検診50%推進本部の設置(厚生労働省)
平成24年(2012) 6月	がん対策推進基本計画の見直し(閣議決定)
平成25年(2013) 12月	がん登録等の推進に関する法律の成立
平成26年(2014) 3月	がん研究10か年戦略の策定(～平成35年度)
平成27年(2015) 6月	がんサミットの開催
平成27年(2015) 12月	がん対策加速化プランの策定
平成28年(2016) 1月	がん登録等の推進に関する法律の施行
平成28年(2016) 12月	がん対策基本法の一部を改正する法律の改正・施行
平成28年(2016) 12月	がんゲノム医療フォーラム2016の開催

- がんは、昭和56(1981)年からわが国の死亡原因の第1位である。政府は、昭和59年度(1984)より「対がん10か年総合戦略」、平成6(1994)年度より「がん克服新10か年戦略」を策定し、がん対策に取り組んできた。さらに、平成16(2004)年からは、「がん罹患率と死亡率の激減」を目指して、がん研究の推進および質の高いがん医療を全国に普及することを目的に、「がん予防の推進」および「がん医療の向上とそれを支える社会環境の整備」を柱とする「第3次対がん10か年総合戦略」を推進してきた。
- 厚生労働省は、平成17(2005)年5月に、がん対策全般を総合的に推進するため、厚生労働大臣を本部長とする「がん対策推進本部」を設置し、部局横断的な取組を行うとともに、同年8月には、がん対策の飛躍的な向上を目的とした「がん対策推進アクションプラン2005」を策定した。
- わが国のがん対策は、これまで様々な取り組みにより進展し、一定の成果を収めてきた。しかし、がんは依然として国民の生命および健康にとって重要な問題となっており、そのような現状にかんがみ、平成18(2006)年6月「がん対策基本法」が成立、翌年4月に施行された。この法律に基づき、がん対策推進協議会の議論を踏まえ、平成19(2007)年6月に、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めた「がん対策推進基本計画」が閣議決定された。
- 平成21(2009)年7月に、基本計画の個別目標の一つである「がん検診受診率50%」の達成のため、厚生労働大臣を本部長とする「がん検診50%推進本部」を設置し、部局横断的な取組を行うこととした。
- がん対策推進基本計画は、がん対策推進協議会及びその下に設置された3つの専門委員会の議論を踏まえ、平成24(2012)年6月に閣議決定された。
- 平成25(2013)年12月にがん登録等の推進に関する法律が成立し、平成26(2014)年6月に設置されたがん登録部会で法に基づく政省令、全国がん登録届出マニュアル、院内がん登録の項目等についての審議を経て、平成28年(2016)年1月に施行された。
- がん研究については「がん対策推進基本計画」に基づく新たながん研究戦略として文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3大臣確認のもと、平成26(2014)年3月に「がん研究10か年戦略」が策定され、がんの根治・予防・共生の観点に立ち、患者・社会と協働するがん研究を念頭において推進している。
- 平成27年(2015)12月には、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」の3つの柱とした「がん対策加速化プラン」が策定された。
- 平成28年(2016)11月には、がん対策基本法の一部を改正する法律案の提出がなされ、12月に成立し施行された。
- 平成28年(2016)12月には、がんとの闘いに終止符を打つという目標に向かって、患者やサバイバー、その家族の視点から、がん医療体制を再構築する契機となる「がんゲノム医療フォーラム2016」が開催された。

# がん対策基本法の改正、がん対策予算

## Cancer Control Act and Budget for Cancer Control

### ○がん対策基本法の主な改正点（平成18年6月成立 平成28年12月改正）

#### 1. 目的規定の改正（第1条）

目的規定に「がん対策において、がん患者（がん患者であった者を含む。）がその状況に応じて必要な支援を総合的に受けられるようにすることが課題となっていること」を追加

#### 2. 基本理念の追加（第2条）

- ①がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること
- ②それぞれのがんの特性に配慮したものとなるようにすること
- ③保健、福祉、雇用、教育その他の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ、総合的に実施されること
- ④国、地方公共団体、医療保険者、医師、事業主、学校、がん対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に実施されること
- ⑤がん患者の個人情報の保護について適正な配慮がなされるようにすること

#### 3. 医療保険者の責務・国民の責務の改正（第5条、第6条）

- ①医療保険者は、がん検診の結果に基づく必要な対応に関する普及啓発等の施策に協力するよう努力
- ②国民は、がんの原因となるおそれのある感染症に関する正しい知識を持ち、がん患者に関する理解を深めるよう努力

#### 4. 事業主の責務の新設（第8条）

がん患者の雇用の継続等に配慮するとともに、がん対策に協力するよう努力

#### 5. がん対策基本計画等の見直し期間の改正（第10条、第12条）

がん対策推進基本計画・都道府県がん対策推進計画の見直し期間を「少なくとも6年ごと」（現行は5年）に改正

#### 6. 基本的施策の拡充

- (1) がんの原因となるおそれのある感染症並びに性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防等に関する啓発等（第13条）
- (2) がんの早期発見の推進（第14条）
  - ①がん検診によってがん罹患している疑いがあり、又は罹患していると判定された者が必要かつ適切な診療を受けることを促進するため、必要な環境の整備その他の必要な施策を明記
  - ②がん検診の実態の把握のために必要な措置を講ずるよう努力
- (3) 緩和ケアのうち医療として提供されるものに携わる専門性を有する医療従事者の育成（第15条）
- (4) がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正（第17条）
  - ①がん患者の状況に応じて緩和ケアが診断時から適切に提供されるようにすること
  - ②がん患者の状況に応じた良質なリハビリテーションの提供が確保されるようにすること
  - ③がん患者の家族の生活の質の維持向上のために必要な施策を明記
- (5) がん登録等の取組の推進（第18条）
- (6) 研究の推進等に係る規定の改正（第19条）
  - ①がんの治療に伴う副作用、合併症及び後遺症の予防及び軽減に関する方法の開発その他のがん患者の療養生活の質の維持向上に資する事項を追加
  - ②罹患している者の少ないがん及び治療が特に困難であるがんに係る研究の促進についての必要な配慮を追加
  - ③がん医療に係る有効な治療方法の開発に係る臨床研究等が円滑に行われる環境の整備に必要な施策を明記
- (7) がん患者の雇用の継続等（第20条）
- (8) がん患者における学習と治療との両立（第21条）
- (9) 民間団体の活動に対する支援（第22条）
- (10) がんに関する教育の推進（第23条）

### ○がん対策基本法の改正の趣旨

今回の改正は、法の成立から10年が経過し、その間に、がん医療のみならず、がん患者に係る就労・就学支援等の社会的問題等に対処していく必要が明らかになったことを踏まえ、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者が、その置かれている状況に応じ、福祉的支援・教育的支援も含む必要な支援を受けることができるようにすること等を基本理念に明記するとともに、事業主の責務について定めるほか、がん患者の療養生活の質の維持向上に係る規定の改正、がん患者の雇用の継続等に係る規定及びがんに関する教育の推進のための規定の新設等、基本的施策の拡充を図ることを主な内容としている。

### ○総合的ながん対策の推進

29年度予算(案) 314億円 (28年度予算額 305億円)

平成27年12月に策定した「がん対策加速化プラン」に基づき、「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を3本の柱として取組を進めるとともに、平成29年夏頃に策定する予定の第3期「がん対策推進基本計画」を見据え、がん対策をさらに推進する。

予防



- (改)** 受診率向上に効果の大きい個別の受診勧奨・再勧奨を、対象年齢を拡充して実施するとともに、子宮頸がん検診・乳がん検診の初年度対象者にクーポン券を配布する。また、精密検査未受診者に対する受診再勧奨にも取り組む。

治療・研究



- (新)** がんのゲノム医療の実用化に必要な医療従事者を育成するとともに、がん相談支援センターにおけるゲノム医療に関する相談の対応方法について検討する。
- (新)** 小児がん拠点病院などで小児・AYA世代(※)の長期フォローアップを担当する多職種協働チームを育成する。  
※小児・AYA (Adolescent and Young Adult) 世代…思春期世代と若年成人世代
- がん診療連携拠点病院にゲノム医療や集学的治療の臨床試験を支援する遺伝カウンセラーや臨床研究コーディネーター(CRC)を配置する。
  - ゲノム医療の実現に資する研究、ライフステージやがんの特性に着目した研究(小児・AYA世代のがん、高齢者のがん、難治性がん、希少がんなど)、支持療法(がんの治療に伴う副作用・合併症・後遺症に対する予防とケア)に関する研究などを重点的に推進する。

がんとの共生



- (新)** すべての医療従事者が基本的な緩和ケアの知識と技術を身につけるため、緩和ケア研修を再構成し、がんの緩和ケアの底上げ・充実を図る。
- (新)** がん患者の療養生活の最終段階における実態を把握するため、遺族を対象とした調査の予備調査を実施する。

がん対策をさらに推進し「がんを克服しない社会」を実現



# がん対策推進基本計画 (平成24年6月閣議決定)

Basic Plan to Promote Cancer Control Programs (Approved in Jun. 2012)

(※)は第2期から盛り込まれた項目

## 重点的に取り組むべき課題

(1)放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成

(2) がんと診断された時からの緩和ケアの推進

(3)がん登録の推進

(4)働く世代や小児へのがん対策の充実(※)

## 全体目標【平成19年度からの10年目標】

(2) がんによる死亡者の減少  
(75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少)

(2) すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上

(3) がんになっても安心して暮らせる社会の構築(※)

## 分野別施策及びその成果や達成度を計るための個別目標

### 1. がん医療

- ①放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進
- ②がん医療に携わる専門的な医療従事者の育成
- ③がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ④地域の医療・介護サービス提供体制の構築
- ⑤医薬品・医療機器の早期開発・承認等に向けた取組(※)
- ⑥その他(病理、リハビリテーション、希少がん)

### 2. がんに関する相談支援と情報提供

患者とその家族の悩みや不安を汲み上げ、患者とその家族にとってより活用しやすい相談支援体制を実現する。

### 3. がん登録

法的位置づけの検討も含め、効率的な予後調査体制の構築や院内がん登録を実施する医療機関数の増加を通じて、がん登録の精度を向上させる。

### 4. がんの予防

平成34年度までに、成人喫煙率を12%、未成年の喫煙率を0%、受動喫煙については、行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場は平成32年までに受動喫煙の無い職場を実現する。

### 5. がんの早期発見

がん検診の受診率を5年以内に50%(胃、肺、大腸は当面40%)を達成する。

### 6. がん研究

がん対策に資する研究をより一層推進する。2年以内に、関係省庁が連携して、がん研究の今後の方向性と、各分野の具体的な研究事項等を明示する新たな総合的がん研究戦略を策定する。

### 7. 小児がん(※)

5年以内に、小児がん拠点病院を整備し、小児がんの中核的な機関の整備を開始する。

### 8. がんの教育・普及啓発(※)

子どもに対するがん教育のあり方を検討し、健康教育の中でがん教育を推進する。

### 9. がん患者の就労を含めた社会的な問題(※)

就労に関するニーズや課題を明らかにした上で、職場における理解の促進、相談支援体制の充実を通じて、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目指す。

## ○がん対策推進基本計画

・平成19(2007)年6月に策定された「がん対策推進基本計画」は、平成24(2012)年6月に見直された。この計画は、平成24(2012)年度から平成28(2016)年度までの5年間を対象として、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めるとともに、「都道府県がん対策推進計画」の基本となるものである。なお、がん対策基本計画については、がん対策基本法において、少なくとも5年ごとに必要な見直しをすることとされている。

・「がん対策推進基本計画」は、全体目標として

- ・がんによる死亡者の減少
- ・全てのがん患者とその家族の苦痛の軽減と療養生活の質の維持向上
- ・がんになっても安心して暮らせる社会の構築

の3つを掲げ、これらの全体目標の達成に向け、

- ① がん医療
- ② がんに関する相談支援と情報提供
- ③ がん登録
- ④ がんの予防
- ⑤ がんの早期発見
- ⑥ がん研究
- ⑦ 小児がん
- ⑧ がんの教育・普及啓発
- ⑨ がん患者の就労を含めた社会的な問題

という9つの分野別施策を総合的かつ計画的に推進していくことを内容としている。

・重点的に取り組むべき課題として、

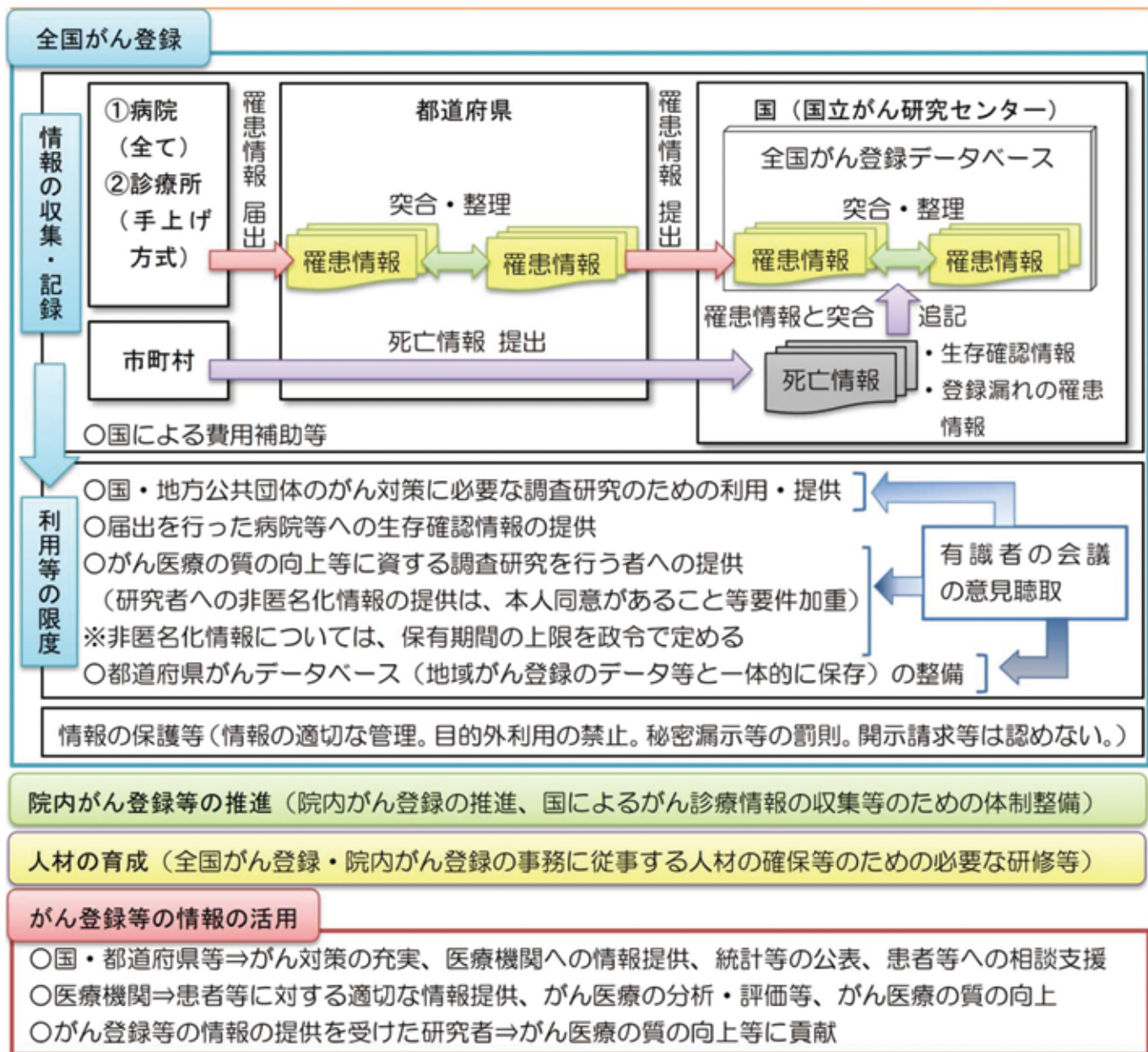
- ① 放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う医療従事者の育成
- ② がんと診断された時からの緩和ケアの推進
- ③ がん登録の推進
- ④ 働く世代や小児へのがん対策の充実

の4つを位置付け、これらに係る取組を特に推進していくこととしている。今後は、この基本計画に基づき、国および地方公共団体、また、がん患者を含めた国民、医療従事者、医療保険者、学会、患者団体を含めた関係団体及びマスメディア等が一体となってがん対策に取り組み、がん患者を含めた国民が、進行・再発といった様々ながんの病態に応じて、安心・納得できるがん医療を受けられるようにするなど、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんに向き合い、がんを負けることのない社会」の実現を目指すこととしている。

資料：厚生労働省健康局がん・疾病対策課

# がん登録

## ○がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年 12 月成立）



## ○がん登録等の推進に関する法律

- 平成25（2013）年12月に成立し、平成28年（2016）年1月から施行されているがん登録等の推進に関する法律は、がんの罹患、診療、転帰等の状況の把握及び分析その他のがんに係る調査研究を推進し、もってがん対策の一層の充実に資することを目的としている。
- この法律の基本理念として、
  - ①全国がん登録については、広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
  - ②院内がん登録については、全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
  - ③がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
  - ④民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元する
  - ⑤がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護する
 の5つを掲げている。
- この法律の下では、全ての病院と診療所（一部）から都道府県にがん罹患情報が届出される。都道府県で突合・整理された罹患情報は国（国立がん研究センター）に届出され、国立がん研究センターの全国がん登録データベースにおいて、さらに突合・整理されるとともに、市町村から人口動態統計として国にあがってきた死亡情報と突合・整理される。国内のがん罹患及び死亡に関する情報を国が一元的に管理することで、国民に対するがん、がん医療等及びがんの予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施する。